

求人事業主の皆様へ（ご案内）

ハローワークシステム導入に伴う求人申込書等の各種様式の変更について

平成23年6月13日（月）から「ハローワークシステム（新システム）」が導入されたことに伴い「事業所登録シート」「事業所地図登録シート」「求人申込書」の様式が変わりました。

新たに求人を申し込まれる際には、新様式にご記入いただくこととなりますのでご了承ください。（旧の求人申込書をお持ちいただいた場合は、新しい求人申込書に書き直していただくこととなりますのでご注意ください。）

主な変更点

- ◎ **事業所登録シート**〔両面記入。地図は事業所地図登録シートで別途登録。〕
代表者名、看護休暇取得実績、就業規則（フルタイム・パートタイム）の有無の項目が追加。
- ◎ **事業所地図登録シート**〔新設〕
求人票では選考場所と就業場所の2種類の地図を表示することとなりました。
選考場所と就業場所が異なる場合は地図登録が2か所必要になります。
なお、1事業所あたり10か所まで登録が可能です。
- ◎ **求人申込書**〔両面記入。地図は事業所地図登録シートで登録。〕
一般（フルタイム）・パートの2種類あった求人申込書の様式を1種類に統一。
（1種類の様式で一般・パートいずれかの募集を行うことができます。）
追加確認事項がありますのでご注意ください。
（選考結果の通知方法、応募書類の返却の有無、試用期間の有無及びその間の条件、就業規則の有無、看護休暇の実績等）
- ◎ **紹介状**〔両面記載：表面が紹介状、裏面が選考結果通知書〕
往復はがきサイズからA4サイズ両面に変更。選考通知書は裏面に。

地図が2か所
(選考場所・就業場所)表示できます。

紹介状が
変わりました。

* 各登録シート・求人申込書の様式変更在先立って、ハローワークに設置している求人検索機では、平成23年1月31日（月）から新システムによる公開様式により、求職者（お仕事を探されている方）に提供しております。

●各種様式の詳細につきましては、ハローワーク高知ホームページの「事業主の方へ」⇒「求人のお申し込み」⇒「求人手続きのご案内」⇒「求人申込書の書き方」からご確認ください。